

「野生生物小委員会の設置について」改正案の概要

1. 改正の背景・理由

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下、「カルタヘナ法」という。）が制定されて 20 年が経過し、遺伝子組換え技術に係る科学的知見の集積が進み、ゲノム編集を始めとする新たな技術が開発される等、社会情勢も変化している。

近年急速に発展しているバイオテクノロジーの取扱いについては、国際的な議論が行われているところであり、研究開発段階における「閉鎖系」での遺伝子組換え生物等の使用の円滑化も課題となっている。また、技術の進歩に伴って遺伝子組換え生物等の使用に係る社会的認知を底上げしていく必要性が依然として高まっている状況。

こうした社会の動向を踏まえ、遺伝子組換え技術を始めとしたバイオテクノロジーをめぐる状況等を調査・整理し、カルタヘナ法の目的である生物多様性の確保を図る観点から適切な制度となるよう、継続的な確認や今後に向け必要に応じた見直しに係る議論・検討の枠組みを整えるため、「野生生物小委員会の設置について」を改正したい。

※カルタヘナ法に係る案件は平成 27 年 8 月に設置した「自然環境部会遺伝子組換え生物等専門委員会」において調査及び検討が行われてきたが、同法の施行状況及び同法の規制対象外とされた生物の取扱い等についての取りまとめに一区切りがついたことから、同委員会を令和 5 年 8 月に廃止している。

2. 改正の内容

野生生物小委員会において、カルタヘナ法の施行状況等に関する事項について調査及び検討を行うこととする規定を設けるもの。

3. 今後想定される見直しに係る議論・検討事項

- ・カルタヘナ法における第二種使用^{*}の大臣確認制度の在り方について
- ・新たな技術により得られた生物の取扱いについて

※拡散防止措置を講じた、いわゆる「閉鎖系」と呼ばれる環境で行われる使用

(参考)カルタヘナ法のスキーム図

目 的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」
＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等（農地での栽培など）

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

主務大臣

環境大臣及び分野ごとの主務大臣
研究開発：文部科学大臣
酒類製造：財務大臣
医薬品等：厚生労働大臣
農林水産：農林水産大臣
鉱工業：経済産業大臣

「第2種使用等」
＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（実験室・工場での使用など）

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

主務大臣

研究開発：文部科学大臣
酒類製造：財務大臣
医薬品等：厚生労働大臣
農林水産：農林水産大臣
鉱工業：経済産業大臣

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み
輸出の際の相手国への情報提供、
報告徴収・立入検査、違反者への措置命令（回収等）、罰則等所要の規定を整備